

冷凍食品製造工場認定要領の一部を改定する件 新旧対照表

| 改正（平成24年7月11日） | 現 行 |
|--|---|
| 第1編 冷凍食品製造工場認定要領 | 第1編 冷凍食品製造工場認定要領 |
| （認定の有効期間） 第4条第3項 <u>有効期間の開始日は審査を受け認定された日とする。</u> | （認定の有効期間） 第4条第3項 <u>有効期間は年度単位とする。</u> <u>但し、認定審査後の有効期間が10ヶ月未満の認定工場にあっては、その有効期間に第6条に規定する認定の有効期間を加算した期間とする。</u> |
| 第4条第4項 継続して認定を受ける場合には、 <u>有効期間満了日までに認定基準を満たしているかどうかの審査</u> （以下、「更新審査」という。）を受けなければならない。その審査結果に基づき更新後の認定の有効期間を決定する。 | 第4条第4項 継続して認定を受ける場合には、 <u>最終有効年度内に認定基準を満たしているかどうかの審査</u> （以下、「更新審査」という。）を受けなければならない。その審査結果に基づき更新後の認定の有効期間を決定する。 |
| （認定委員会の性格及び審議事項） 第10条 (2) 工場認定のための調査結果及び認定可否の審議・決定、 <u>認定の有効期間</u> （規定外）の変更の審議・決定。 | （認定委員会の性格及び審議事項） 第10条 (2) 工場認定のための調査結果及び認定可否の審議・決定、 <u>更新期間</u> （規定外）の変更の審議・決定。 |

冷凍食品認定制度改定履歴

| | 施行日 |
|------|------------|
| 制定 | 平成21年4月1日 |
| 一部改定 | 平成23年9月1日 |
| 一部改定 | 平成24年10月1日 |